凡例 時日時 場場所 集集合 人対象・定員 費費用 内内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ eEメール

税の申告はお早めに 2/16(火)～3/15(月)

所得税確定申告書作成会場は東京国税局(築地)

住民税

区から住民税の申告書を2/12(金)に発送します(受付は2/16(火)～)。

下表の特別区民税・都民税申告受付場所で申告してください。なお、申告初日、2日目を中心に混雑が予想されます。便利な郵送申告をぜひご利用ください。

また、特別区民税・都民税の試算ができる税額シミュレーションシステムを利用して申告書を作成することもできます。税額シミュレーションシステムは区ホームページからご利用ください。

特別区民税・都民税の申告受付場所

受付場所	受付期間
江東区文化センター2階臨時窓口(東陽4-11-3)	2/16(火)～3/15(月) 9:00～16:30 土・日曜、祝日を除く
総合区民センター6階サブ・レクホール(大島4-5-1)	3/1(月)～5(金) 9:00～16:30

[申告の必要な方](別表1)

令和3年1/1現在、区内在住で、前年中(令和2年1月～12月)に収入のあった方のうち申告不要とされていない方

[申告に必要なもの]

①個人番号と身元が確認できる書類(別表2)②収入・所得を確認できるもの(給与や年金の源泉徴収票、給与明細書など)③社会保険料(健康保険や国民年金)の領収書など④生命保険料・地震保険料などの控除証明書⑤障害者控除に係る証明書(各種手帳など)⑥医療費の明細書など⑦印鑑

[申告の必要のない方](別表1)

○所得税の確定申告をする方○勤務先から給与支払報告書が提出されている方○公的年金収入のみで医療費等の控除の追加のない方など

※申告の必要のない方でも、非課税証明書の発行や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険等の基礎資料となるため申告が必要な場合があります。

[申告に関する注意点]

①以下の所得等は、住民税の納税通知書送達後に確定申告書を提出された場合、その内容を住民税の計算に算入することができませんのでご注意ください。

○上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等

○上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除

○先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

○特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除

○居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例　など

また、上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択する場合、住民税の納税通知書送達前に課税方式を選択する住民税申告をする必要があります。

②ふるさと納税のワンストップ特例を申請されている方が確定申告等を行うとワンストップ特例は無効になります。確定申告等を行う際はすべての寄附金を忘れずに申告してください。

令和3年度住民税の主な改正点

[給与所得控除の見直し]

給与所得控除を一律10万円引き下げ、その上限額が適用される給与等の収入金額が850万円(改正前:1,000万円)とされるとともに、その上限額を195万円(改正前:220万円)に引き下げることになりました。

[公的年金等控除の見直し]

公的年金等控除額を一律10万円(公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下である場合は20万円、2,000万円を超える場合は30万円)引き下げることとされ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、上限を設けることになりました。

[基礎控除および調整控除の見直し]

基礎控除額を一律10万円引き上げ、前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合はその合計所得金額に応じて控除額を逓減させ、前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合は基礎控除の適用ができないことになりました。また、前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合は調整控除の適用ができません。

[所得金額調整控除の新設]

給与所得控除および公的年金等控除が引き下げられたことにより、子育て・介護を行う世帯が原則増税とならないように調整するため、また、給与所得と年金所得の両方を有する者の負担増を防ぐための控除が設けられました。

[扶養控除等の所得金額要件の見直し]

配偶者控除および扶養控除にかかる同一生計配偶者および扶養親族の前年の合計所得金額の要件が48万円以下(改正前:38万円以下)とされるなど各種所得要件等が改正されました。

[未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直し等]

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。ひとり親以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を持つ寡婦について所得制限(500万円以下)が設けられました。

[寄附金税額控除の特例]

新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて文化芸術・スポーツイベントを中止等した結果、主催者に大きな損失が生じています。この状況を踏まえ、一定のイベント等を中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合に所得税の寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして地方団体が条例で定めるものについて、個人住民税の寄附金控除の対象とすることになりました。

[住宅ローン控除の適用要件の弾力化]

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等に対して、所得税において住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられることに対応し、所得税における弾力化措置の対象者について、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除することになりました。

改正点の詳細は区ホームページをご覧ください。

別表1　あなたの申告は？

○ここでは、主な例を挙げましたが、これらに該当しない場合もあります。
詳細は、税務署または区役所課税課にお問い合わせください。

	あなたの場合	区役所に申告(住民税)	税務署に確定申告(所得税)
①	収入は給与所得のみで年末調整をしている。所得税・住民税は給与から差し引かれている	不要です ※1、※2	不要です(医療費等の控除の追加をすると税金が還付される場合があります)
②	給与収入が2,000万円を超えている	必要です(所得税で確定申告された方は不要です)	必要です
③	給与以外の所得が20万円を超えている		
④	給与を2か所以上から受けている		
⑤	昨年途中で退職し、年末調整されていない		
⑥	アルバイト・パート収入が103万円を超える(年末調整されておらず、基礎控除以外の控除はない)		
⑦	アルバイト・パート収入が103万円以下(年末調整されておらず、基礎控除以外の控除はない)		不要です(所得税が源泉徴収されている方は、申告すると税金が還付されます)
⑧	公的年金収入のみで年金収入が400万円以下(2か所以上のところから支給されている場合はその合計)	不要です ※3(医療費等の控除の追加をする場合は申告することができます)	不要です(還付を受ける場合は申告することができます)
⑨	上記⑧の方のうち、65歳以上で年金収入が155万円以下または65歳未満で年金収入が105万円以下の方	不要です ※3(非課税となるため、控除の追加をする申告も必要ありません)	
⑩	障害年金・遺族年金を受けていて、他に所得なし	不要です ※4(申告が必要な場合があります)	不要です
⑪	昨年の収入なし		

※1　勤務先からの報告がありますので、申告は不要です。
※2　納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者控除を適用できなくなります。その場合、納税義務者による同一生計配偶者の申告、または、納税義務者と生計を一にする配偶者の方によるご自身の申告が必要となる場合があります(※4参照)。
※3　公的年金の支払先からの報告がありますので、申告は不要です。
※4　非課税証明書の発行や国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、介護保険などにおける保険料算定等の基礎資料となりますので、収入の有無にかかわらず、申告が必要な場合があります。

所得税

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告書作成会場を別表のとおり東京国税局に開設します。

開設期間中は、江東西・江東東税務署内に申告書作成会場はありません。

東京国税局案内図

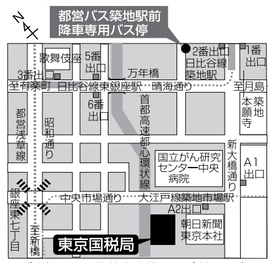

※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告書作成会場

申告書作成会場	開設期間
東京国税局1階(中央区築地5-3-1)【交通案内】都営大江戸線「築地市場駅」徒歩1分、東京メトロ日比谷線「東銀座駅」徒歩7分・「築地駅」徒歩8分、都営バス錦11系統「築地駅前降車専用バス停」徒歩10分	2/16(火)～3/15(月)(土・日曜、祝日を除く。ただし、2/21(日)・28(日)は開場)【受付時間】8:30～16:00【相談時間】9:15～※混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。※入場整理券の配付状況に応じて、受付を早めに締め切る場合があります。

※入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能です。LINEアプリでの事前発行は、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことでご利用になれます(日時指定の入場整理券を入手することが可能です)。

◀国税庁LINE公式アカウントはこちら

申告書作成会場にお越しいただく際の注意事項

来場の際はマスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。入場の際に検温を実施し、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、来場を控えていただくようお願いします。

税理士による無料申告相談の中止

緊急事態宣言の発出に伴い、こうとう区報1/11号に掲載した税理士による無料申告相談(江東区文化センター、豊洲文化センター、総合区民センターおよび砂町文化センター会場)はすべて中止になりました。

所得税および復興特別所得税の確定申告とは

1/1～12/31の1年間に生じたすべての所得の金額と、それに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

医療費控除を受けられる方へ

医療費控除の適用を受ける場合には、「医療費控除の明細書」の添付が必要です(医療費の領収書を添付して医療費控除を適用することはできません)。

申告書にはマイナンバーを記載

申告書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。税務署では本人確認(番号確認および身元確認)を行いますので、個人番号と本人であることを確認できる書類の提示または写しの添付が必要です。

※郵送で申告書を提出する場合は、マイナンバーカードの表面および裏面の写しまたは番号確認書類および身元確認書類の写しを添付してください。

※ご自宅等からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの添付は不要です。

パソコンやスマートフォンからのe-Taxが便利

マイナンバーカードとICカードリーダライタ等をお持ちの方や事前に税務署で発行したID・パスワードをお持ちの方は、ご自宅のパソコンやスマートフォンなどからe-Tax(電子申告)で申告書を提出できます。

[e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(確定申告期)]☎0570-01-5901

[受付時間]3/15(月)まで(平日および2/21・28、3/7・14の日曜9:00～20:00)

申告書等の提出方法と申告期限・納期限

江東西・江東東税務署あてにe-Taxで送信、第一種郵便物または信書便物にて郵送、または管轄する税務署の窓口(平日8:30～17:00)にご提出ください。

[江東東税務署管内を除く江東区にお住まいの方の提出先]

江東西税務署(〒135-8311猿江2-16-12)

[亀戸・大島・北砂・東砂・南砂・新砂にお住まいの方の提出先]

江東東税務署(〒136-8505亀戸2-17-8)

[申告期限と納期限]

所得税および復興特別所得税・贈与税:3/15(月)まで。個人事業者の消費税および地方消費税:3/31(水)まで。

※申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。期限内申告に係る所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税については、指定した金融機関の口座から自動的に納税額が引き落とされる振替納税が大変便利ですので、ぜひご利用ください。

公的年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額(複数から受給されている場合、その合計額)が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

※この場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

[住民税の問合先]

区課税課

☎3647-8001・8002・8004、FAX3647-4822

[所得税および復興特別所得税・個人事業者の消費税および地方消費税・贈与税の問合先]

江東西税務署☎3633-6211(代)

江東東税務署☎3685-6311(代)

[個人事業税の問合先]

中央都税事務所☎3553-2157

「にせ税理士」「にせ税理士法人」にご注意を!!

税理士資格の無い者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられています。専門的知識が欠けていること等により、依頼者が不測の損害を被るおそれもあります。

税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。詳細は、東京税理士会のホームページ(HP https://www.tokyozeirishikai.or.jp)をご覧ください。

介護費用の一部は所得控除の対象
保険料・サービス利用料・おむつ代

お支払いいただいた介護保険料・介護サービス利用料の一部およびおむつ代は税の申告の際に所得控除の対象となります。

介護保険料

社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除額を記入する際、下表の書類で納付金額をご確認ください(領収書の添付は不要)。納付額が不明な場合は、介護保険課で1年間の納付額の確認書を発行します。

納付方法	申告書を記入する際に金額を確認する書類
年金から差し引き	令和2年分公的年金等の源泉徴収票(日本年金機構から1月に送付済み)
納付書で支払い	令和2年中の領収印のある介護保険料の領収書
□座振替	□座振替済のお知らせ(区介護保険課から12月下旬に送付済み)

令和2年中に納付方法が切り替わった方は、該当する確認書類の金額を合計していただく必要がありますので、ご注意ください。

問 介護保険課資格保険料係☎3647-9493、FAX3647-9466

介護(介護予防)サービス利用料

在宅・施設サービス利用料は、医療費控除の対象となる場合があります。

[在宅サービス]

医療に係る次のサービス(介護予防サービスも含む)は、ケアプランに基づいて利用している場合、自己負担額全額が控除の対象となります。

○訪問看護○訪問リハビリテーション○居宅療養管理指導○通所リハビリテーション○短期入所療養介護(ショートステイ)○定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用した場合)○看護小規模多機能型居宅介護(医療系のサービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限る)

また、前記のいずれかのサービスと併せて利用したときは、次のサービスも医療費控除の対象となります(介護保険の支給限度額内の利用に限る)。

○訪問介護(ホームヘルプ:ただし、生活援助中心型を除く)○訪問入浴介護○通所介護(デイサービス)○短期入所生活介護(ショートステイ)○認知症対応型通所介護○夜間対応型訪問介護○地域密着型通所介護○小規模多機能型居宅介護○定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る)○訪問型サービス(現行相当サービスに限る)○通所型サービス(現行相当サービスに限る)○看護小規模多機能型居宅介護(医療系のサービスを含まない組み合わせにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)に限る)※高額介護サービス費として払い戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額を計算することとなります

施設の種類	控除対象となる費用
特別養護老人ホーム	支払った施設サービス費(介護費、食費、居住費)の2分の1
介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院	支払った施設サービス費(介護費、食費、居住費)の全額

問 介護保険課給付係☎3647-9498、FAX3647-9466

おむつ代

寝たきり(おおむね6か月以上)の方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。

申告には、領収書と主治医が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降は、要介護認定を受けている方で一定の条件に合う場合、証明書を介護保険課で発行する「おむつ使用の確認書」に代えることができます。

問 介護保険課庶務係☎3647-9481、FAX3647-9466

確定申告等の障害者控除認定書
～要介護1以上で条件に該当する65歳以上の方に発行～

令和2年12/31(基準日)において、次の条件にすべて該当する方を対象に、確定申告および住民税申告で障害者控除の適用を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。なお、基準日において要介護4・5の方は、区の住民税申告時に限り、認定書のかわりに介護保険被保険者証を窓口に提示または写しを添付することで障害者控除を受けることができます。詳細は区ホームページをご覧ください。

人 次の条件にすべて該当する方○区内在住で65歳以上○介護認定が要介護1～5※要支援1・2の方は該当しません○区で定めた身体等の条件に該当する※介護認定を受けていなくても常に寝たきりで排せつ等の日常生活に支障のある場合は、お問い合わせください。

申 申請書(区ホームページから入手可)、申請者の身分証明書の写し、対象者の介護保険証の写し、84円分の切手を貼った封筒に郵送先を記入したものを〒135-8383区役所介護保険課在宅支援係へ郵送、または申請者の身分証明書および対象者の介護保険証を持参し、窓口(3階4番)へ※郵送申請のご利用にご協力をお願いします☎3647-4319、FAX3647-9466

別表2　本人確認の方法および身元確認書類

本人確認の方法	マイナンバー(個人番号)の確認	身元の確認
個人番号カードをお持ちの場合	マイナンバーカード	
個人番号カードをお持ちでない場合	通知カード ※1 または 住民票(番号付き)など	＋ 身元確認書類 ※2

※1　記載されている氏名・住所等が現況と異なる場合は使用できません。
※2　身元確認書類の例(以下の書類をお持ちでない場合は、課税課までお問い合わせください)

A　個人識別事項が記載され、かつ写真の表示等により個人番号提供者の確認ができる書類
・運転免許証　・運転経歴証明書(平成24年4/1以降交付のもの)
・パスポート　・身体障害者手帳　・精神障害者保健福祉手帳　・療育手帳(愛の手帳)
・在留カード　・特別永住者証明　・写真付身分証明書(学生証、資格証明書等)
などの中から1点

B　Aの書類をお持ちでない場合に個人番号提供者の確認ができる書類
・国民健康保険等の被保険者証(※)　・健康保険日雇特例被保険者手帳(※)
・共済組合員証(※)　・国民年金手帳　・(特別)児童扶養手当証書
などの中から1点(課税課以外の手続きでは2点必要です)

C　AおよびBの書類をお持ちでない場合に個人番号提供者の確認ができる書類
・写真なし身分証明書(学生証、資格証明書等)　・公共料金の領収書　・納税証明書
・印鑑登録証明書　・戸籍の附票の写し(謄本もしくは抄本も可)　・住民票の写し
・住民票記載事項証明書　・母子健康手帳　・住民税納税通知書
などの中から2点

※郵送提出で健康保険等の被保険者証のコピーを添付する場合、保険者番号および被保険者等記号・番号をマスキングしてください。

区内共通商品券の使用はお早めに
江東区内共通商品券の使い残しはありませんか。期限を確認のうえ、まだお手元にある方は、早めにご使用ください※こうとうDE元気！お買い物券2020の使用期限は1/31で終了しました 問 江東区商店街振興組合連合会☎3645-1231、経済課商業振興係☎3647-9502、FAX3647-8442

区議会では、本会議等のインターネット中継(生中継・録画中継)を区議会ホームページにて配信しています。スマートフォン等でも視聴できますので、ぜひご覧ください 問 区議会事務局調査係☎3647-3548、FAX3647-0430